破産手続廃止

平成２４年（フ）第７４９号
埼玉県北本市古市場１丁目54番地２
破産者　有限会社長家
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７７３号
埼玉県新座市中野１丁目14番19号
破産者　株式会社アースワークス
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
千葉県勝浦市興津2488番地
破産者　吉野水産株式会社
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１号
千葉県茂原市長谷719番地２
破産者　板倉　静雄（旧姓田主）
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
千葉県茂原市腰当448番地９
破産者　吉田　秀毅
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
滋賀県守山市吉身２丁目９番27号
破産者　株式会社山元仲
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８号
宮城県大崎市古川字上古川151番地１　パセオファースト202号
破産者　飯田のり江（旧姓三浦）
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
秋田市牛島東７丁目19番28号
破産者　有限会社ワコー
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８１号
新潟県三条市四日町14番２号、前住所新潟県三条市曲渕２丁目20番46号
破産者　稲越　鉄也
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１１７３号
愛知県常滑市本郷町４丁目95番地　グレースＭⅡ101号、商業登記簿上の本店所在地愛知県犬山市大字五郎丸字清水坪14番地14
破産者　株式会社軽ライン愛知
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８９２号
名古屋市千種区園山町２丁目５番地
破産者　有限会社リーブス
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１７５号
大阪府松原市三宅中７丁目５番16号
破産者　親和運輸株式会社
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５０６号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号オーサカマーチャンダイズマートビル
破産者　株式会社ポロ
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６７４号
大阪府東大阪市友井２丁目29番29号
破産者　有限会社リュミエール
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０２９号
大阪市天王寺区大道１丁目２番19号
破産者　有限会社フォローテクノス
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３０４号
大阪市天王寺区小橋町13番地10号
破産者　株式会社エム・ディー・エー
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３７９号
大阪府豊中市稲津町１丁目４番16―202号
破産者　株式会社セシカカンパニー
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３８８号
大阪市淀川区加島１丁目１番25号
破産者　株式会社平尾工業
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８７９号
大阪府東大阪市花園東町２丁目３番22号
破産者　サカエ紙工株式会社
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５６９号
大阪市住吉区苅田７丁目12番19号
破産者　有限会社ティ・エム企画
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７６１号
大阪市西区江戸堀１丁目24番15号
破産者　有限会社トレジャーハウス
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７９３号
大阪市浪速区元町２丁目６番13号
破産者　株式会社コーセイ
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部